

# 宇都宮市学習支援事業業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

宇都宮市学習支援事業業務

## 2 履行期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

## 3 委託業務の目的

「貧困の連鎖」を防止するため、様々な課題を抱える生活困窮世帯の中学生に対し、学力向上や家庭学習の習慣付けを目的とした学習支援や、進路に関する相談を行う。また、これまでに宇都宮市学習支援事業に参加していた高校生に対し、高校進学後の中退防止のフォローアップを行い、生活困窮世帯の子どもの自立促進を図ることを目的とする。

## 4 委託業務の概要

生活困窮世帯の中学生に対し、学習を支援する場（以下「学習支援教室」という。）を設け、個々の学力に合わせた学習支援や、高校進学等に関する進路相談を実施し、学習支援教室に参加できない支援対象者に対しては、通信添削による学習支援を実施する。

また、これまでに学習支援教室に参加していた高校生に対し、中退防止のフォローアップとして、学習支援に加え、学校や家庭における生活相談等を実施する。

## 5 支援対象者

宇都宮市（以下「市」という。）の生活困窮世帯の中学生及び、これまでに宇都宮市学習支援事業に参加していた高校生のうち、市が本事業への参加が適当であると判断した者とする。（以下「支援対象者」という。）

## 6 事務所の確保

受託者は、本業務を行うための適切な事務所を確保すること。

また、事務所には、インターネットによる情報収集及び電子メールによる送受信が可能な通信環境を構築すること。

## 7 配置職員

本業務を実施するに当たり，本事業の趣旨をよく理解し，的確に業務を遂行する能力を有する以下の人材を確保すること。

### (1) 総括責任者

業務全体を統括し，市及び関係機関との連絡・調整並びに学習支援責任者及び学習支援員の育成・指導を適切に行うことができる者。

### (2) 学習支援責任者

学校教員や学習塾等での指導など，教育や生徒指導業務等の職務経験を有し，学習支援員の統括を行うことができる者。

### (3) 学習支援員

支援対象者への学習支援を適切に行うことができる者。

なお，学習支援員については，ボランティア等（有償ボランティアを含む）の確保に努め，積極的に活用すること。

## 8 事業の運営

### (1) 学習支援教室

ア 学習支援教室は，市が用意する4箇所の公共施設それぞれに設置すること。

なお，実施場所を非公開としていることに留意すること。

#### イ 設備

学習支援教室は，必要人員を考慮した広さを有する教室とし，机，椅子等を配置すること。

#### ウ 支援体制

学習支援教室の開催時間中は，学習支援教室1箇所当たり，必ず学習支援責任者を1名配置すること。また，学習支援責任者及び学習支援員を合わせた人数は，以下の表に示す人数以上となるよう配置すること。

教室	支援体制 (学習支援責任者・学習支援員の合計)
教室1	7名以上
教室2	7名以上
教室3	7名以上
教室4	4名以上

## エ 実施曜日等

教室	開催曜日	支援対象者数定員
教室 1	水・金	50名 中学生：30名 高校生：20名
教室 2	水・金	50名 中学生：35名 高校生：15名
教室 3	水・金	50名 中学生：35名 高校生：15名
教室 4	火・木	20名 中学生：20名

※ 開催時間：中学生は17時30分から20時まで  
高校生は18時から20時まで

※ 上記のほかに、夏季休業期間中の月曜日午後2時から午後5時まで、各教室において3回ずつ開催すること。

以上を原則とするが、市と協議して、開催日等を変更する、又は、増やすこともできるものとする。

## オ 支援内容

### (ア) 支援対象者の選定

市は、支援対象者の候補者及び保護者に対し本事業の趣旨を説明し、同意を得た上で支援対象者を選定する。

### (イ) アセスメント

受託者は、市から支援対象者の情報を取得した後、支援対象者や保護者と面談し、支援対象者の意識や学習レベルなどの状況を把握すること。

### (ウ) 支援目標

支援対象者に応じた個別の目標を設定すること。

### (エ) 学習の内容や教材

支援対象者が持参した学校の教材を用いるほか、支援対象者の学力に合わせ、必要に応じて受託者が教材を用意すること。

なお、受託者が教材を用意する場合は、教材作成会社の著作権に配慮すること。

### (オ) 個別指導の実施

受託者は、学習支援教室に参加する支援対象者に対し、参加している時間内に、マンツーマンの個別指導を必ず30分程度行うこと。

### (カ) W i - f i 環境の整備

受託者は、支援対象者が持参した学校貸与の個人パソコン等を学習に

用いることができるよう、Wi-Fiが利用できる通信環境を整備すること。

#### (キ) その他

その他、学習支援の効果が上がるような様々な工夫を行うこと。

### (2) 通信添削による学習支援

学習支援教室に参加できない支援対象者に対し、通信添削による学習支援を行い、学習内容や教材は、受託者が用意し、支援対象者数定員は、中学生50名、高校生10名程度とすること。

なお、通信添削の回数等は、学習支援教室に参加した場合と同程度の効果が得られるよう設定すること。

### (3) 進路等の相談

必要に応じて、支援対象者に対して、高校進学等に関する進路相談を行うこと。

### (4) 報告書等

受託者は、学習支援教室の実施状況、支援対象者の支援状況について、市が定める日までに、以下のとおり報告すること。

- ア 事業報告（支援対象者の参加状況、事業の実施状況等）・・・毎月
- イ 支援対象者の状況（成績の状況、進学希望先等）・・・毎月
- ウ 支援対象者や保護者からの意見・苦情・・・随時
- エ その他必要と認める報告等・・・随時

### (5) その他留意事項

ア 本業務の実施にあたっては、支援対象者の安全面に対し十分な対策を図ること。

イ 受託者は、市や支援対象者等からの問い合わせ等、緊急時においても連絡がつく体制を整えること。

ウ 受託者は、必要に応じて、市の担当ケースワーカー、学校、教育委員会、生活困窮者自立相談支援機関等と連携を図ること。

エ 受託者は、本仕様書に明記されていない場合であっても、必要と認められる業務は、市と協議の上、誠実に履行すること。

## 9 運営に要する経費について

以下の経費について委託料による支出対象とする。

### (1) 人件費

給料，職員手当，社会保険料，交通費

### (2) 事業費（主なもの）

- ア 事務用消耗品及び備品購入費
- イ 教材費
- ウ 学習支援教室の運営に必要な物件の賃借料
- エ 通信運搬費（携帯電話代，郵便代・送料）
- オ 学習支援教室の光熱水費，設備・機器保守費

### (3) 損害保険料

受託者は，事業実施上の瑕疵により，支援対象者その他の第三者に損害を与えた場合には，その損害を賠償すること。このため，必要な範囲で，傷害保険等必要な損害保険に加入すること。

## 10 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は，受託した業務を一括して第三者に委託し，又は請け負わせることはできない。

ただし，業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については，市と協議の上，業務の一部を委託することができる。

### (2) 個人情報保護

受託者は，本業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は，個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び宇都宮市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第31号)に基づき，その取扱いに十分留意し，漏えい，滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

また，支援対象者に対する支援の必要性から，市や受託者及び教育機関等の関係機関が個人情報を相互に提供する場合があることを十分説明し，書面により同意を得ること。

### (3) 守秘義務

受託者は，本業務上知り得た秘密を他に漏らし，又は自己の利益のために利用することはできない。また，委託業務終了後も同様とする。

### (4) 委託業務の完了報告

本業務が完了した時は，次の事項を記載した業務完了報告書を提出すること。

- ア 本業務の実施結果
- イ 本業務に要した経費内訳

### 1 1 業務の継続が困難となった場合の措置

市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合は、市と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

### 1 2 業務の引継に関する事項

契約期間終了後に新受託団体に同業務を引き継ぐ必要が生じた場合は、契約期間中に引継期間を設け、確実に業務を引き継ぐこと。なお、新受託団体が引継期間に必要な経費は当該団体の負担となる。

### 1 3 その他

本仕様書に明示なき事項又は業務遂行上疑義が生じた場合は、市と協議の上、業務を進めるものとする。